令和８年７月31日
第１回宿泊衛生専門委員会　可決

信州やまなみ国スポ　高森町環境衛生対策要項

１　趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ高森町医事・衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

２　実施方法

信州やまなみ国スポ高森町実行委員会は、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

３　環境衛生対策

（１）環境衛生に対する意識の向上

町民、大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（２）会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（３）生活環境の美化

関係機関等と連携し、宿舎及び会場等の周辺道路、公園等の公共の場における清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（４）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

（５）宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

（６）飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（７）衛生害虫等の対策

衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

（８）動物の適正管理関係機関等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努めるとともに、宿舎及び会場等の周辺における動物による危害の防止を図る。

（９）受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の

屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

４　その他

（１）高森町で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（２）この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、専門委員会の議決の日から施行する。